



# 中部家保だより

発行：中部農業事務所家畜保健衛生課（中部家畜保健衛生所）

〒371-0051 前橋市上細井町2142-1 電話(027)288-0371 FAX(027)230-8052

## 【 記事 】

- 1 野生イノシシにおけるCSF(豚熱)感染
  - ・飼養衛生管理基準の遵守
  - ・野生鳥獣の侵入防止
  - ・CSFワクチン接種
- 2 野生イノシシへの経口ワクチン散布
- 3 輸入物の検疫が強化されました
- 4 PEDの発生について
- 5 ASF(アフリカ豚熱)、口蹄疫等の防疫対策の徹底について
- 6 暑熱対策について
- 7 群馬県総合計画（基本計画）検討のための地域版県民アンケートについて

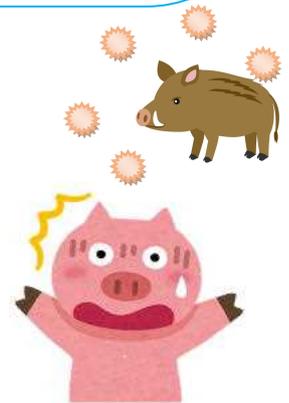


## 【 添付資料 】

- 1 海外におけるASF及び口蹄疫発生状況及び県内における野生いのししCSF感染状況
- 2 飼養衛生管理基準の遵守状況チェック表
- 3 飼養衛生管理基準ガイドブック（豚、いのしし編）
- 4 群馬県全域がCSFの「大臣指定地域」となりました
- 5 外国からの従業員を受け入れている農家の皆様へのごお願い
- 6 畜産排水処理対策に係る支援希望調査について
- 7 家畜ふん処理・利用等についてのアンケート

## ◆◆ 野生イノシシにおけるCSF感染 ◆◆

これまでに、県内でCSFに感染した野生イノシシは38頭確認されており、中部管内で捕獲された1頭においても感染が確認されました（7月27日現在）。全国的には、群馬県を含む17府県で陽性が確認されています。引き続き、飼養衛生管理基準の遵守、野生鳥獣の侵入防止対策及び確実なワクチン接種をお願いします。



## ＊＊ 飼養衛生管理基準の遵守 ＊＊

飼養衛生管理基準が改正され7月1日から施行されました。国内でのCSF発生、アジア地域でのASFの拡大を受け、家畜伝染病から農場を守ることが以前より厳しくなっています。同封の「ガイドブック」を、よくお読みになり、改めて確認をお願いします。

不明なこと等ありましたらお問い合わせください。

**新しい飼養衛生管理基準によるチェック表を同封しましたので、  
記入をお願いします。**

※チェック表は、立入調査時に回収し、確認します。

家畜伝染病の防疫対策上、最も重要な「発生予防」を徹底するために定められた基準が「飼養衛生管理基準」です。これまでは1～3年に一度の立入調査でしたが、豚飼養農場については毎年の立入をすることになっています。

※伝染病の発生を防ぐために、ご協力をお願いします。

**変更に伴い必要となること**

- 衛生管理区域の再確認、見直し→資材、死体等の出し入れする場所は衛生管理区域の境界近くに
- 畜舎ごとの専用衣服・長靴の着用
- 衛生管理区域内で愛玩動物（猫等）の飼育禁止

**令和2年11月1日までに必要なこと**

- 野生動物侵入防止柵・防鳥ネット等の設置
- 出入口における消毒設備の設置

**令和3年4月1日までに必要なこと**

- 農場の「飼養衛生管理マニュアル」の作成
- 定期的に指導を受ける獣医師の選任→困難な場合は家保
- 肉を扱う事業所から排出された食品循環資源は、「攪拌しながら90℃60分以上処理」した物を利用

また、群馬県全域がCSFの大臣指定地域に指定されましたので、追加措置（**屋外飼養禁止に向けた準備、安全な資材の利用等**）が必要となります。別紙の**注意事項**をご確認いただき、対策をお願いします。

大臣指定地域：野生動物がCSF等の家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているなど家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域

☆☆お願い☆☆

先日は飼養衛生管理者の登録報告にご協力いただきありがとうございました。FAX等により提出をいただいたところですが、提出いただいたメールアドレスを確認させていただいたので、下記のメールアドレスあてに、メールを送信していただけますようお願いいたします。件名または本文に、農場名（豚）を入れて送付をお願いします。

メール送付先：[chuunou-kaho@pref.gunma.lg.jp](mailto:chuunou-kaho@pref.gunma.lg.jp)

## ＊＊ 野生鳥獣の侵入防止 ＊＊

### ・野生動物侵入防止柵の設置について

侵入防止柵については昨年度中に設置していただいておりますが、雨風等や野生動物により破損や隙間が生じる可能性があります。定期的に点検をし、修繕等をお願いいたします。また、伸びてきた草木が野生動物の隠れ場所となることから、除草・伐採をお願いいたします。

### ・防鳥ネットの設置について

畜舎、飼料保管庫、堆肥舎及び死体保管庫への野鳥、野生動物の侵入を防ぐために網目2センチ以下の防鳥ネットを設置してください。既に設置されている方も、破れている箇所や隙間がある場合は補修をしてください。

6月に防鳥ネットの設置及び動力噴霧器導入の補助事業への参加希望調査を実施しました。防鳥ネット等補助事業について再度希望調査を実施する予定ですので参加希望がある場合は回答をお願いいたします。詳細については事業実施主体(JA等)または家畜保健衛生所までお問合せ下さい。

## ＊＊ CSFワクチン接種 ＊＊

免疫付与状況等確認検査を順次実施していますが、30～40日齢で接種した豚で、十分な抗体が出来ていない事例がみられています。

接種日齢を遅らせ50日齢前後で接種をし、確実に免疫を付与できるようにお願いします。



## ◆◆ 野生イノシシへの経口ワクチン散布 ◆◆

県内において、以下の日程で経口ワクチンが散布されます。

### 1. 散布日※天候等により変更する場合があります。

【1回目】7月29日(水)～8月7日(金)

【2回目】8月25日(火)～8月31日(月)

### 2. 場所

高崎市、安中市、長野原町、東吾妻町の林道

※野生イノシシが生息する可能性の高い国有林・県有林・町有林の林道に散布。発生リスクの高い地域を優先に選定。

## ◆◆ 輸入物の検疫が強化されました ◆◆

海外からの畜産物の違法な持込みへの対応が厳しくなりました。罰金も引き上げになっています（個人：300万円以下、法人5,000万円以下。郵送による輸入であっても適用）。特に、技能実習生等外国の従業員を受け入れている農場の方は、別紙の注意事項を良くお読みになり、母国から肉製品が郵送されることのないよう注意喚起をお願いします。合わせて、公園等においてバーベキューなど飲食をした際、**屋外に肉及び肉製品を放置することがないように**、従業員に周知徹底してください。

## ◆◆ PEDの発生について ◆◆

令和元年9月以降、県内で30農場のPED発生がありました。現在は全ての農場で沈静化または非発生農場への復帰となっていますが、引き続き発生防止策を徹底してください。

これまでPEDワクチンを接種していたけれど、今シーズンやめてしまったら発生してしまった、という農場もありました。分娩前に2回、確実に接種をするようにしてください。

PEDは、感染豚の導入及び感染豚の糞便に汚染された車両等によって、農場に病原体が侵入すると考えられています。PEDに限ったことでなく、農場へ病気を入れないために、消毒等の徹底をお願いします。

## ◆◆ ASF、口蹄疫等の防疫対策の徹底について ◆◆

今年5月には中国で口蹄疫の発生が確認され、アジア及びヨーロッパではASFが継続的に発生しています。お盆など、人の移動が増加する時期になりますので、再度確認をお願いします。



### 海外渡航の自粛

畜産関係者の皆様には、ASF、口蹄疫等発生地域への渡航は自粛していただけるよう改めてお願いします。（ASF、口蹄疫の発生状況は別紙参照）

### 消毒及び衛生管理区域への病原体の持込みの防止

- 看板の設置→衛生管理区域、畜舎に、無断立ち入り禁止
- 畜舎に持ち込むものの消毒、長靴交換、手指消毒
- 防護柵、防鳥ネットの設置→野生動物の侵入禁止

### 毎日の健康観察、早期発見及び早期通報の徹底

- 異常を発見したら速やかに通報
- 毎日の健康観察を入念に



## ◆◆ 暑熱対策をお願いします ◆◆

7月はくもりや雨の日が多く、日差しの少ない状態が続いていましたが、8月は平年と同様晴れの日が多い予報(気象庁)となっています。万全な対策で夏を乗り切りましょう！

- (1) 日よけ(寒冷紗、よしず、つる性植物等)を設置する。
- (2) 畜舎内や屋根への散水。屋根へ石灰乳を塗布する。
- (3) 換気扇や送風ダクトによる送風を行う。
- (4) 密飼いにしない。
- (5) 消化のよい良質飼料を給与し、涼しい夜間に量を多くする。  
重曹やミネラル、ビタミンを適切に給与する。
- (6) 新鮮な水を十分に飲水できるようにしておく。
- (7) 家畜に異常がないかよく観察しましょう。



毎年、農作業従事者の熱中症による死亡事故が報告されています。

炎天下での作業はできるだけ避け、作業中はこまめに水分・塩分を補給しましょう。大量の発汗、めまいや頭痛・吐き気などの症状がでたら、すぐ作業を中止して体を冷やし、医療機関を受診してください。

※家畜の被害状況を把握するため、暑熱による死傷事故が発生したときは  
各市町村役場まで連絡をお願いします。

## ◆◆ 群馬県総合計画（基本計画）検討のための地域版県民アンケートについて ◆◆

調査は、新・総合計画（基本計画）における地域別の将来の方向性を検討するため、県民の皆様のご意見を伺うものです。

**アンケート回答方法** ※次のいずれかの方法でご回答ください

- (1) インターネットでの回答

以下の URL（ぐんま電子申請受付システム）から回答ページへアクセスしてご回答ください。

[https://s-kantan.jp/pref-gunma-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=2025](https://s-kantan.jp/pref-gunma-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2025)

「ぐんま電子申請受付システム」QRコード ▶



- (2) 調査票での回答

以下の URL（群馬県 HP）からダウンロードするか、県民センターまたは各行政県税事務所で調査票を入手し、ご回答の上、戦略企画課まで郵送・FAX 等でご提出ください。

[http://www.pref.gunma.jp/07/b01g\\_00061.html](http://www.pref.gunma.jp/07/b01g_00061.html)

**アンケート回答期日**

令和2年8月28日（金）まで

家畜保健衛生所は**365日24時間対応**の緊急連絡体制を確保しています。

緊急時にはご連絡ください。

**中部家保** ☎ **027-288-0371**

★ 畜産業を廃業された方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。